平成２１年（フ）第９４１号
大阪府貝塚市津田北町17番２―604号、住民票上の住所大阪府貝塚市津田北町17番２―302号
債務者　多賀井アキヱ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９４３号
大阪府岸和田市春木泉町１番20―404号
債務者　増田　勝将
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９４５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目33番２―609号
債務者　藤田　幸作
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９４６号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番６―302号
債務者　塩田　　緑
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９４９号
大阪府泉南市樽井３丁目14番28号、前住所大阪府泉南市新家4442番地の24
債務者　若葉美津子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５０号
大阪府泉佐野市新安松３丁目３番15―439号
債務者　辻野　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５５号
大阪府泉大津市助松団地２番42―205号
債務者　山根　有美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５６号
大阪府阪南市石田600番地の６―18棟504号
債務者　川上　久幸
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９５９号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番62―504号、前住所神戸市東灘区深江本町２丁目１番18―203号
債務者　佐々木　守
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９６４号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番２―103号
債務者　餅谷加代子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
兵庫県多可郡多可町中区森本791番地49
債務者　紅葉谷春美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３８１号
長崎県長崎市片淵５丁目２番56号
債務者　児玉彦太郎
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
長崎県長崎市川原町111番地１、旧住所長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1683番地１
債務者　太田奈央美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
長崎県長崎市式見町581番地２　梅本アパート102、旧住所長崎県長崎市式見町47番地７
債務者　川原　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷135番地、旧住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷87番地２
債務者　川原田嘉和
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
長崎県長崎市小峰町８番19―102号
債務者　松本　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
長崎県長崎市魚の町３番14号　アルテピソ202、旧住所長崎県長崎市丸山町７番14―204号
債務者　田邉　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係